幼児期からの運動習慣形成プロジェクト委託要項

令和5年3月31日スポーツ庁次長決定

1. 趣 旨

人生 100 年時代を迎えるに当たり、生涯を通じて健やかに過ごすためには、運動・スポーツを通じて健康増進や健康寿命の延伸を実現することが必要不可欠であるが、 運動習慣形成には幼児期の経験が重要であると言われている。

また、「体力・運動能力調査」等では、成人のスポーツ習慣と、小学生時に運動を 楽しいと感じていたことには強い相関が認められている。さらに、小学生時に運動を 楽しいと感じた子供は、未就学時の外遊び回数が多いことが指摘されている。

このように、幼児期の運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものであることから、幼児期からの望ましい運動習慣の形成に取り組む。

2. 委託業務の内容

(1) 幼児期からの「運動遊び」普及事業の実施

自治体は、域内の教育委員会、体育・スポーツ協会、大学等の各種団体や、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校と連携し、子供の運動習慣形成のため、①保護者、先生等を対象とした子供の運動遊びの重要性に関する普及・啓発、及び②幼児及び小学校児童を対象とした「運動遊び」の提供を行う。また、①、②が本委託事業終了後も継続的に取り組まれるよう、その在り方についても検討する。

(2) 保護者等の運動遊びに関する意識・行動変容調査の実施

子供の運動習慣形成には子供を取り巻く保護者や先生等(以下、保護者等)の考え方が大きく影響することから、上記(1)の事業に参加した保護者等に対し、子供の運動遊びに関する普及・啓発を行った後の意識・行動がどのように変容するのかを調査するとともに、その調査結果を活用して保護者等へ運動遊びに関する効果的な情報提供を行う。

3. 業務の委託先

大学等研究機関(以下「団体」という。)とする。

4. 委託期間

委託を受けた日から事業が終了する日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書等をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体と委託契約を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費(人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費(10%を上限とする)、再委託費)を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費にかぎる。
- (2) スポーツ庁は、団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、委託事業の遂 行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部または一部につ いて返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。また、本事業のうち、再々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託を受けた事業の一部を第三者に委託(再々委託)することができる。

8. 業務完了 (廃止) の報告

団体は、委託事業が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む)は、委託 事業完了(廃止)報告書を作成し、完了した日から10日を経過した日、又は契約期 間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8の委託事業完了(廃止)報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2)上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

(1) 普及事業の実施に際し、関係者はスポーツ安全保険に加入するなど、子供や保護者等の安全確保に万全を期すこと。また、事故等が起こった場合に、関係者間で確

実に連絡・報告が行われるように、連絡網の整備など、予め適切な措置を講じること。

- (2) スポーツ庁は、団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (3) スポーツ庁は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、 実態調査を行うことができる。
- (5) 団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) 団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外 的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならな い。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。